

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和6年12月2日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区障害者施設製品販売促進事業運営

(2) 実施場所

① 喜多見駅高架下建物内「フェリーチェ本店」

(世田谷区喜多見9-2-33)

※ フェリーチェ本店は、区が株式会社小田急SCディベロップメントより貸借している建物であり、最も早くて令和8年12月以降に建物使用貸借契約が終了となる予定である。以下「1. (3) 履行期間」の項目を参照。

② 世田谷区役所東棟1階エントランス「フェリーチェ世田谷区役所店」

(世田谷区世田谷4-21-27)

※ フェリーチェ世田谷区役所店は、本庁舎整備に伴い、新庁舎東2期棟完成後に移転を予定している。

③ その他販売先等

(3) 履行期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

※ 履行状況が良好と認められる場合は、予算の配当を条件とし、令和8年度～11年度についても新たな契約を結ぶことを認める。なお、契約は単年度とする。

※ フェリーチェ本店は、区が株式会社小田急SCディベロップメントより貸借している建物であり、建物使用に関しては賃貸人である株式会社小田急SCディベロップメントと賃貸人である世田谷区が契約を締結することが条件となる。なお、最も早くて令和8年12月以降に、株式会社小田急SCディベロップメントに区画を賃貸している小田急電鉄株式会社の都合により、建物使用貸借契約が終了となる予定である。

建物使用貸借契約終了後の委託契約の内容については、事業実施場所等の実施条件を区から示したうえで、建物使用貸借契約終了の1年前を目途に区と実施事業者の間で協議する。

協議の結果、事業継続が困難となるやむを得ない事情がある場合には、上記期間中であっても区または実施事業者の申出により、事業を終了することができるものとする。

※ 委託事業の履行状況によっては、令和8年度以降の本事業の実施を取りやめることがある。

(4) 事業内容

- ① 区内全障害者施設製品の販売代行
- ② 共同受注販売業務
- ③ 世田谷区作業所等経営ネットワークとの連携
- ④ 交流自治体製品の販売

2 参加資格

提案提出者は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 社会福祉法人、特定非営利活動法人、株式会社等、法人格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を受けていないこと。
- (3) 世田谷区から現に入札参加禁止及び指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更正手続き開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないものであること。
- (5) 世田谷区契約における暴力団等排除措置要綱(平成24年2月28日23世経理第709号)に定める入札参加除外措置要件に該当しないこと。
- (6) 法人事業税、法人税、消費税及び地方消費税、都道府県民税・市町村民税又は法人市民税を滞納していないこと。
- (7) 世田谷区障害者施設製品販売促進事業運営事業者選定委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 提案書を特定するための評価基準

下記の項目について、事業実施の適格性・確実性をふまえ採点方式で評価する。

A 法人に関すること

- 1 法人の理念および障害福祉に関する考え方
- 2 法人の事業実績

B 事業運営に関する考え方

- 3 障害者施設製品販売事業に対する考え方

C 個別の事業内容に対する事業計画及び売上向上に向けた取り組み(必須業務)

- 4 区内全障害者施設製品の販売代行
- 5 共同受注販売業務
- 6 世田谷区作業所等経営ネットワーク(通称「世田谷セレ部」)との連携
- 7 交流自治体製品の販売

- D 必須業務以外での取り組み(任意)
 - 8 必須業務以外の業務の提案(ふるさと納税返礼品、ECサイト販売など)
- E 職員採用、人材確保
 - 9 職員配置計画
 - 10 責任者(予定者)の職歴・技能等
 - 11 人材確保の具体的方策
- F 危機管理・苦情対応
 - 12 安全対策(災害時など)、顧客情報保護
 - 13 苦情対応・解決
- G 収支計画
 - 14 見積金額及び内容について
- H その他
 - 15 地域社会への貢献
 - 16 地元商店街、町会等との交流・連携
 - 17 小田急との賃貸借契約終了後の事業実施内容の想定
 - 18 特にPRしたい点など

5 手続等

(1) 担当部課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号
世田谷区障害福祉部障害者地域生活課障害者就労支援担当
電話03-5432-2425 ファクシミリ03-5432-3021

(2) 説明書交付の期間、場所及び方法

① 期間

令和6年12月2日(月)～12月13日(金)17時まで

② 場所・方法

- ・ 上記担当部課での手渡し(土・日・祝日を除く9時～17時)
- ・ 区のホームページからのダウンロード

ホームページ掲載箇所

[世田谷区トップページ](#) > [区政情報](#) > [契約・入札情報](#) > [発注情報](#) > [現在実施中のプロポーザル情報](#) > [福祉・健康](#) > [世田谷区障害者施設製品販売促進事業運営事業者にかかる公募型プロポーザルの実施についてに掲載](#)

又はホームページの上部検索スペースにページ番号「21025」と入力して検索

URL:<https://www.city.setagaya.lg.jp/02084/21025.html>

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

① 期限 令和6年12月13日(金)17時まで(必着)

② 場所・方法 上記担当部課の窓口への持参、郵送

※ 受付時間は土・日曜日、祝日を除く9時～17時

(4) 招請通知

参加資格を確認後、結果を令和6年12月16日(月)に電子メールで通知します。

(5) 質問の受付

① 期間 12月16日(月)～12月23日(月)17時まで

② 方法 上記担当部課への電子メールによる

※ 電子メールアドレスは招請通知事業者へ通知する。

③ 回答 令和6年12月27日(金)招請通知者すべてにメールで回答

(6) 提案書の提出期限、場所及び方法

① 期限 令和7年1月29日(水)17時まで(必着)

② 場所・方法 上記担当部課の窓口への持参、郵送

※ 受付時間は土・日曜日、祝日を除く9時～17時。

6 審査

委託予定事業者を選定するため、「世田谷区障害者施設製品販売促進事業運営事業者選定委員会設置要綱」により選定委員会を設置する。

<選定委員会委員>

外部委員 朝日 雅也(学識経験者)

外部委員 小林 克彦(障害者就労支援の有識者)

内部委員 杉中 寛之(世田谷区障害福祉部長)

内部委員 並木 美紀(世田谷区保健福祉センター保健福祉課長(代表))

提案書の提出があった事業者に対して書類審査及びヒアリング審査を実施し採点する。

別途実施する財務審査結果も加点し、総合得点により最も優れた事業者を委託先候補事業者として特定する。ただし、財務審査により「破綻状態にある法人と考えられる」と判断された場合には選定しないものとする。

① 第1回選定委員会(審査項目等の確認)

事業者選定の審査項目および配点等を各選定委員が確認し、審査内容を確定する。

② 第2回選定委員会(書類審査)

提案書内容を各選定委員が事前審査し、別途実施する財務審査結果も加点し、その結果を基に選定委員会で討議し、ヒアリング審査を実施する事業者を選定する。

③ 第3回選定委員会(ヒアリング審査)

前述の事業者に対してヒアリング審査を実施し採点する。

7 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の契約を当該業務の契約者の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 企画提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口は、5(1)と同じ。
- (7) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (8) 提案者からの提出物は世田谷の所有とし、返却しない。また、世田谷区では、本件の目的以外に使用しない。
- (9) 詳細は説明書による。